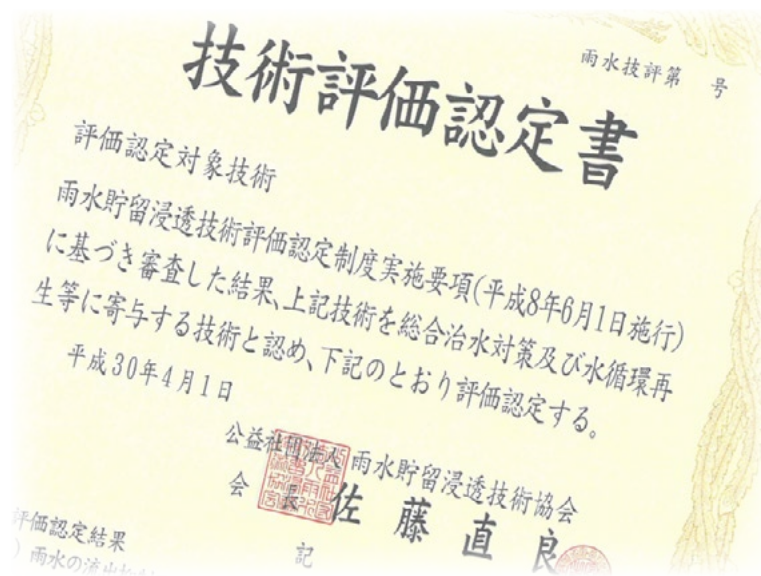
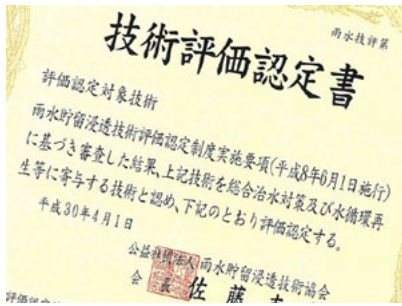


# 雨水貯留浸透技術評価認定





## ◆雨水貯留浸透技術評価認定制度



本制度は、民間における雨水貯留浸透技術の研究開発を促進するとともに、雨水貯留浸透技術の建設事業への適正かつ迅速な導入を目的として平成8年6月にスタートしました。

雨水協会は、評価認定の申し込みがあった技術者を評価認定委員会（雨水貯留浸透技術に関する学識経験者で構成される）で審査し、認められた技術に対し、（公社）雨水貯留浸透技術協会会長名の評価認定書を発行いたします。

## ◆評価認定の種類と内容

種 類	内 容
雨水貯留浸透技術評価認定	受け付け審査基準に適合した比較的新しい工法や製品について認定を行う、評価認定委員会で審査。
雨水貯留浸透技術推薦	他機関の技術審査証明等を取得した工法や製品に対し推薦を行うもの、技術部内で審査。
雨水貯留浸透技術評価認定(OEM版)	既に技術評価認定を取得した技術のOEM供与をされた者が認定を取得する場合のもの、技術部内で審査。
雨水貯留浸透製品評価認定	実績のある製品や技術評価認定の基準に満たない製品等に対し認定を行う、技術部内で審査。
雨水流出抑制技術評価認定	開発地に導入された雨水貯留浸透システムに関する流出抑制評価認定。維持管理手法も考慮する。申請ごとに特別委員会を設置し、審査。費用は認定規模、内容により決定。有効期間なし。

## ◆各評価認定実施要領等

雨水貯留浸透技術評価認定（技術推薦）実施要領

雨水貯留浸透技術評価認定 OEM 要項

雨水貯留浸透製品評価認定要項

※資料末に掲載

## ◆受付審査基準

この基準は、申込みのあった雨水貯留浸透技術に対して評価認定対象の適否を判断するために定めるものである。

- 1, 要領第2条に定められた雨水貯留浸透技術であること。
- 2, 使用実績をもつもの（試験的に供用した場合も含む）。
- 3, 技術向上に寄与するものであること。
- 4, 建設事業において市場性のあるものであること。
- 5, 技術内容を全て評価認定委員会に提出できるものであること。
- 6, 違法性のないものであること。
- 7, 技術内容の審査のため、評価認定委員会が指示する試験等を申込者に負担により実施できるものであること。
- 8, 評価認定委員会が指示する試験に相当する程度の試験成果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。
- 9, 技術に関するマニュアル類（施工マニュアル、維持管理マニュアル、品質管理マニュアル等）の整備がなされているものであること。
- 10, 社会的信用の高い法人が開発した技術であること。

## ◆雨水貯留浸透技術評価認定委員会 順不同・敬称略（2022年6月現在）

委員長	虫明 功臣	東京大学	名誉教授
委員	大石 不二夫	神奈川大学	名誉教授
	勝木 太	芝浦工業大学	工学部 土木工学科 教授
	若井 明彦	群馬大学	大学院理工学府 環境創生部門 教授
	長澤 靖之	ARSIT	水循環アドバイザー 元独立行政法人都市再生機構
	根岸 克二	独立行政法人都市再生機構	技術コスト管理部 次長
	永田 有利雄	公益財団法人日本下水道新技術機構	研究第二部 部長
事務局	屋井 裕幸	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会	常務理事兼任技術部長
	円山 敏男	〃	〃 技術部 次長

【雨水貯留浸透技術評価認定・技術推薦】 その1

2022年8月現在

分類	材 質	適用用途等	認定番号・名称	認定取得者	認定工法に用いる使用する製品・材質等	有効期限
地下貯留・浸透	プラスチック	貯留・浸透	雨水技評 第1号 シンシブロック槽	シンシブロック	720-2NB型 (PP)	2024/6/30
			雨水技評 第6号 アクアブラ工法	明治ゴム化成 / タキロンシーアイ	A5・A9・A13 (PP)	2024/6/30
			雨水技評 第9号 クロスウェーブ工法	積水テクノ成型	CW-HA・CW-HD・CW-S・CW-N・CW-NS(PP)	2024/3/31
			雨水技評 第12号 ニュートレンチ工法	秩父ケミカル	ニュートレンチ (PP)	2023/3/31
			雨水技評 第16号 MA-1工法	アロン化成	MA-1(PET)	2023/3/31
			雨水技評 第19号 ハイドロスタッフ工法	城東リプロン	720RF・720RF+720NS・720NS (PP)	2023/12/19
			雨水技評 第20号 ブラダム工法	秩父ケミカル	PD-19(PP)	2024/3/31
			雨水技評 第26号 ジオプールAE-1工法	日 東 商 事	AE-1 (ミックスプラスチック)	2023/3/31
			雨水技評 第27号 GEOCUBE (ジオキューブ)工法	I H I インフラシステム	ジオキューブ (PP)	2023/3/31
			雨水技評 第29号 アクアパレス工法	ト ー テ ツ	アクアパレス (PP・塩ビ管)	2026/2/28
			雨水技評 第30号 スタジアム工法	リス興業 / クボタケミックス	スタジアムⅡ型 (PP)	2026/8/31
			雨水技評 第31号 レインセーブN工法	タキロンシーアイ	レインセーブN (PP)	2023/3/31
			雨水技評 第34号 エバタプラスチック製 雨水貯留浸透工法	エ バ タ	システムパネル、パネケーブ (PP)	2024/6/30
			雨水技評 第36号 セルブレイン工法	鳥居化成	セルブレインφ1000～φ2200(HDPE)	2024/2/29
			雨水技評 第42号 ニュープラ工法	秩父ケミカル	ニュープラ・ニュープラライト (PP)	2023/1/31
			雨水技評 第43号 テンレイン・スクラム工法	天昇電気工業	テンレイン・スクラム (PP)	2023/2/14
			雨水技評(OEM) 第3号 USTシステム(ハイドロ型)	物 林	雨水技評第19号 「ハイドロスタッフ工法」OEM版 (PP)	2023/2/14
	貯留	雨水技評 第14号 セル型構造地下貯留槽	ト ー テ ツ	FAD 1～3(PP・塩ビ管) ※ 雨水利用向き	2026/10/19	
		雨水技評 第44号 スーパージオ工法	プラント・ツリース	AE-1 (PP・PE・容り材他) ※ 建物下に適用可	2023/3/31	
	プレキャスト コンクリート	貯留・浸透	雨水技評 第17号 ハニカムボックス工法	松岡コンクリート工業	内高H=750mm～2000mm	2023/9/30
雨水技評 第18号 ボカラ式 雨水地下貯留施設			ジョイント	内高H=600mm～3600mm	2024/6/30	
雨水技評 第22号 ミニゲート工法			ミニゲート研究会	内高H=1000mm～2000mm	2025/7/31	
雨水技評 第23号 NT式X型雨水貯留槽			日 東	内高H=1200mm	2023/3/31	
雨水技評 第32号 M.V.P-Light工法			ホクコン (現:ベルテクス)	内高H=750mm～2500mm	2022/3/31	
雨水技評 第35号 ハニカムボックス工法			松岡コンクリート工業	内高H=2250mm～3000mm	2024/1/31	
雨水技推 第1号 ツルミ式遊水池			鶴見コンクリート	内高H=1500mm～7000mm	2027/2/13	
雨水技評 第46号 アクアポンドL型工法			ヤマウ	内高H=1500mm～8000mm	2027/3/31	

\*認定番号・名称をクリックすると、Web ブラウザで認定概要が見られます。



【雨水貯留浸透技術評価認定・技術推薦】 その2

2022年8月現在

分類	材 質	適用用途等	認定番号・名称	認定取得者	認定工法に用いる使用する製品・材質等	有効期限
地下貯留・浸透	プレキャスト コンクリート	貯留	雨水技評 第2号 NT式I型雨水貯留槽	日 東	内高H=1200mm	2023/3/30
			雨水技評 第33号 MVP-Deep工法	ホクコン (現:ベルテクス)	内高H=750mm~2500mm	2023/3/31
			雨水技推 第6号 RCプレキャスト部材 組立式雨水貯留施設	ベルテクス	内高H=5000mm~7000mm	2026/12/16
	砕石等骨材 ・土壌の空隙の利用	貯留 浸透	雨水技評 第28号 J・ミックス	東邦レオ	J・ミックス (コンクリートガラ等+土壌)	2023/9/30
		貯留	雨水技評 第40号 WT工法 (Water Tank)	タケウチ建設	地盤改良により底版と側壁に難透水壁を構築した雨水の砕石空隙貯留	2027/3/31
縦型浸透等	既設集水ます等 の浸透化	浸透	雨水技評 第24号 EGSMT法	スピーダーレンタル	φ165・190・216・350・450 (有孔管・砕石・レインフィルター他)	2024/6/30
			雨水技評 第38号 GAINA・RI・システム	ガイナ	φ200、φ300、φ400(有孔管・砕石)	2027/3/1
			雨水技評 第41号 JSドレーン工法	城東リブロン / サムシング	φ150(フィルター付き有孔管・ケイ砂)	2022/6/30
	雨水の透過促進		雨水技評 第45号 C-RPA工法	キャドテック	RPA-F・RPA-T (ポリエチレン、ポリエチレン、ポリエステル)	2026/10/31
透水性舗装・その他	表層土壌の透水 ・保水改善	貯留 ・ 浸透	雨水技評 第7号 エコマックス工法	エコマック	SP-M・SS-M (現地土壌、浄水汚泥他)	2026/8/30
	透水性・保水性 インターロッキング ブロック		雨水技評 第37号 エコブロックBiz工法	日本道路 / 小松マテール	エコブロックBiz(超微多孔質セラミック他)	2024/6/30
	透水性 コンクリート舗装		雨水技評 第8号 パーミヤコン・ パーミヤストーン	佐藤渡辺	パーミヤコン・パーミヤストーン(ポーラスコンクリート)	2023/6/30
	駐車マスの透水 ・保水改善		雨水技評 第39号 コンタイプブロック工法	中川ヒューム管工業 / 林物産	CTBB-S型・CTBB-F型・CTBB-G型(プレキャストコンクリート)、緑化可能	2027/3/31
	歩道部での路面排水の 貯留浸透と地表面温度 の低減		雨水技評 第25号 ブラックス工法	共和コンクリート工業	支持台・仕切板 (プレキャストコンクリート)	2027/3/31

( )内は材質等 PP:ポリプロピレン, HDPE:高密度ポリエチレン, PET:ポリエチレンテレフタレート

\*認定番号・名称をクリックすると、Web ブラウザで認定概要が見られます。

【雨水貯留浸透製品評価認定】 その1

2022年8月現在

分類	適用用途等	認定番号・名称	認定取得者	製品規格・特長等	有効期限
堆砂フィルター装置	初期雨水排除 ・ごみ除去	雨水製評 第1号 ぶんりゅうⅡ型	トーテツ	縦樋からの取水に使用中・大規模の雨水利用向き 建物から離れたタンクに送水可能	2026/10/19
	初期雨水排除 ・ろ過・土砂除去	雨水製評 第4号 除塵管理枡	トーテツ	主に表流水を取水する場合に使用	2025/3/31
		雨水製評 第5号 れいんクル	ホクコン (現:ベルテクス)	軽量で多孔質の発泡ポリプロピレン粒子を ろ材として、汚濁物や油分の吸着する	2025/6/30
	雨水浸透ますの土砂 ・ごみの流入防止	雨水製評 第8号 OKザールフィルター	オーイケ	凸構造により、従来品に比べ、落葉やプラスチックごみが流入しても目詰まりしにくい構造	2024/9/30
	管口フィルター (土砂・ごみの流入防止)	雨水製評 第9号 ゴミトールプラス	エバタ	長短の突起を交互に連続的に配置した3次元の形状で分離されたゴミに隙間をもたせ通水量を確保	2024/9/30
雨水貯留浸透槽の 土砂堆砂	雨水製評 第20号 エバタプラスチック製 パネケーブ沈砂槽	エバタ	雨水技評第34号の「パネケーブ」を沈砂槽として活用、人が入り点検・清掃が可能。	2025/3/31	
浸透製品	浸透ます(透水ます)	雨水製評 第2号 シントーホール (鉄蓋含む)	雨水貯留浸透 製品工業会	丸35,40,50,60,90,120,150(コンクリート) 角45,50,60(コンクリート)	2022/5/31
		雨水製評 第17号 雨水貯留浸透製品	関西ボラコン	浸透ボラコン枡(ポーラスコンクリート) EMBX2シリーズ	2023/3/19
	雨水浸透U字側溝	雨水製評 第3号 シントー側溝	雨水貯留浸透 製品工業会	U250,U300,U400,U500(コンクリート)	2023/11/30
	プラスチック製 浸透トレンチ	雨水製評 第7号 ハニカムトレンチ	エバタ	有孔管・砕石不要 HT-W500-1110,HT-W500-2200 HT-W330-1110,HT-W330-2200	2024/5/17
	プラスチック製充填骨材	雨水製評 第10号 もやいドレーン	吉原化工 泰成興業	ポリプロピレン製排水ドレーン材。貯留浸透施設 設置の際に、緩衝材・充填骨材として使用。	2025/8/16
	縦型浸透管 (JSドレーンに適用)	雨水製評 第21号 2重管 JSドレーンプラス	サムシング 城東リブロン	雨水技評第41号の「JSドレーン工法」の施工・ 維持管理の向上を図るために使用する製品。	2025/3/31
浸透貯留製品	雨水貯留浸透型側溝	雨水製評 第25号 アクアゲッター	日本興業	歩車道境界のデッドスペースに設置する、 大型雨水貯留側溝(プレキャストコンクリート)	2026/10/31
貯留浸透基盤	雨水貯留浸透基盤材	雨水製評 第11号 グリーンアクア ミックスV・K	東邦レオ	火山砂利および瓦のリサイクル骨材を原材料に した植栽の基盤材料	2023/3/31
		雨水製評 第16号 雨水貯留浸透機能 付き植栽基盤材	東邦レオ	多孔質骨材に有機養分を配合した人工植栽基盤材 レインガーデンソイル,ピバソイル, グラスミックスV,グラスミックスK	2023/3/31
		雨水製評 第19号 パワーミックス V・K	東邦レオ	火山砂利および瓦のリサイクル骨材を原材料に した植栽の基盤材料	2023/8/31
		雨水製評 第18号 透水セル	帝人 秩父ケミカル	アスファルト舗装直下へも適用可能 (強化型ポリプロピレン)	2024/5/17
		雨水製評 第23号 軽量人工土壌 ボストンファームⅡ	インターファーム	建築現場で発生した ALC(軽量気泡コンクリート) パネル端材を骨材に完熟堆肥を配合した人工土壌	2026/3/31
		雨水製評 第27号 エコロベースソイル	ビルマテル	ライフラインより排出されたリサイクル素材を活用した 環境面を配慮した雨水貯留浸透機能を有する植生基盤材	2027/5/31

\*認定番号・名称をクリックすると、Web ブラウザで認定概要が見られます。

## 【雨水貯留浸透製品評価認定】 その2

2022年8月現在

分類	適用用途等	認定番号・名称	認定取得者	製品規格・特長等	有効期限
その他	屋上貯留+緑化システム	雨水製評第13号 スクエアターフ 洪水無用	共同カイトック	雨水貯留施設と緑化を組み合わせたユニット式の流出抑制システム	2027/3/31
	透水ブロック	雨水製評第15号 バリアフリー S I (エスアイ)	日本興業	透水ブロックの空隙・目地部から浸透する雨水を内部空洞に一時貯留、その後ゆっくり浸透させる	2027/3/31
	越流装置	雨水製評第22号 ハイドロ スタッフ工法越流柵	城東リプロン	雨水技評第19号「ハイドロスタッフ工法」に用いる越流柵	2026/1/19
	地下貯留浸透施設 基礎地盤補強材	雨水製評第24号 グランドセル	東京インキ	荷重分散により、基礎地盤支持力が改善できるプラスチック製雨水貯留浸透施設の基礎地盤材	2026/6/30
	雨水ます	雨水製評第26号 機能性雨水マス	アロン化成	[フィルター] [オリフィス] [逆流防止] それぞれの機能を付加した塩ビ製雨水マス	2027/1/31

\*認定番号・名称をクリックすると、Webブラウザで認定概要が見られます。

## 【雨水流出抑制技術評価認定】

2022年8月現在

認定番号及び技術の名称	認定取得者	導入技術等	評価内容
雨水流出抑制技評第1号 ロイヤルタウンみずぎ野 雨水貯留浸透システム	群馬県住宅供給公社	浸透ます・トレンチ・砕石空隙貯留浸透	雨水貯留浸透工法による雨水の流出抑制システムの効果をモニタリングを実施した結果に基づき評価認定

\*認定番号・名称をクリックすると、Webブラウザで認定概要が見られます。

制定 平成 8年6月 1日  
施行 平成 8年6月 1日  
改正 平成 24年8月 1日

## 雨水貯留浸透技術評価認定実施要領

(総則)

第1条 この要領は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会（以下「協会」という。）が定款第4条（3）に掲げる事業として行う雨水貯留浸透技術に係る評価認定（以下「評価認定」という。）の実施に対し適用するものである。尚、評価認定は、雨水貯留浸透に関する研究開発と、標準化を促進し雨水貯留浸透技術の建設事業への適正かつ迅速な導入を図り、もって総合治水対策及び水循環再生等に寄与することを目的とする。

(評価認定の対象技術)

第2条 評価認定の対象技術は、雨水貯留浸透技術で次に掲げるものとする。

- (1) 工法に係る計画、設計、施工及び管理に関する技術
- (2) 施設（機器、製品及び材料等）に係る品質及び性能

(評価認定の申込)

第3条 評価認定を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式1の評価認定申込書に必要事項を記入し、申込み料および資料を添えて申し込むものとする。

1. 前項の資料は、別紙様式2の技術概要説明書（開発経緯、開発内容、特徴、使用実績等）及び研究成果報告書、その他必要な資料とする。
2. 費用は、申込み料 11万円、評価認定費 330万円（ただし、第6条で定める評価認定委員会の開催日数に準じて決定することができる）。また、技術推薦の場合は 110万円とする。なお、確認試験および実地調査を行う場合における費用は、全て申込者が負担するものとする。

(受付け審査)

第4条 評価認定の申込みのあった技術については、受付け審査会において別に定める受付審査基準により評価認定の対象技術としての適否を判断するものとする。

(申込者との協議)

第5条 前条の受付け審査の結果、評価認定の対象として適当と認められた技術について、次に掲げる事項について申込者と協議し、合意の後、別紙様式3の評価認定申込承諾書を作成し申込者に送付する。

- (1) 評価認定の範囲
- (2) 評価認定期間
- (3) 評価認定費用の納入方法
- (4) 提出資料の種類と提出部数
- (5) その他

(評価認定の方法)

第6条 評価認定の対象技術は、雨水貯留浸透技術に関する学識経験を有する者で構成される評価認定委員会を設置し審査するものとする。

1. 審査の項目は次の各項目とし、その基準は開発の主旨および開発目標に応じて、評価認定委員会が定めるものとする。
  - (1) 貯留または浸透機能
  - (2) 設置条件に適合する強度・耐久性
  - (3) 機能を維持・確保する対策
2. 前項の評価認定は、原則として申込者が提出した資料に基づいて行うものとし、必要に応じ、申込者に対して資料の説明及び新たに必要となった資料の追加、実地調査を求めることができる。
3. 前項の資料作成に当たり、必要に応じ、申込者に対して公的な試験機関及び試験場所での試験実施を請求できる。
4. 評価認定の期間は、原則として1年未満とし評価認定委員会の開催日数は、原則として3回とする。
5. 評価認定の対象技術のうち、既に公的法人（機関）において評価あるいは認定された技術については、協会技術部において審査を行うものとする。

(評価認定の過程で発生した工業所有権等)

第7条 評価認定の過程における実験又は技術改良等に関連して新規に発生した技術に係る工業所有権（出願権を含む）の取扱いについては、別途協会と申込者とが協議して定めるものとする。

(評価認定書および技術推薦書の交付)

第8条 評価認定の申込みのあった技術についての審査を終了したときは、遅滞なく別紙様式4に定める技術評価認定書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。

1. 第6条第6項に該当する技術についての審査を終了したときは、遅滞なく別紙様式5に定める技術推薦書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。この場合において、様式4のうち「評価認定」とあるのは「推薦」と、「評価認定結果」とあるのは「推薦理由」読み替えるものとする。

(費用の納入および変更)

第9条 第5条の規程に基づき、所要の経費を評価認定申込承諾書受領後10日以内に協会に納入するものとする。

1. 申込者が評価認定の途中において評価認定依頼を取り下げた場合は、協会が別に定める積算方式によって費用の精算を行い、その時点で評価認定の作業を中止するものとする。
2. 所要経費に大幅な変更が予想される場合には、その時点で申込者と協議するものとする。

(評価認定書および技術推薦書の有効期間と管理)

第10条 評価認定および技術推薦の有効期間は、5年間とする。

1. 評価認定あるいは技術推薦を受けた者は、各事業年度の評価認定に係る技術の使用実績及び使用状況等を、各事業年度終了後3ヶ月以内に協会に報告しなければならない。
2. 評価認定を受けた技術をOEM供与する場合は、遅滞なく協会にOEM供与先等について報告しなければならない。

(評価認定書および技術推薦書の更新)

第11条 評価認定の有効期間の終了にあたってその評価認定を更新しようとする者は、有効期間満了の1ヶ月前までに別紙様式5の評価認定更新申込書に必要事項を記入し協会と更新手続きを行うものとする。

1. 協会は、更新手続きに当たり、技術革新に伴い当初の対象技術に、改良が必要と認められた場合には、第12条第1項に基づいて変更を求めることができる。
2. 評価認定の更新が認められた技術については、有効期間を5年間として更新するものとし、新たに評価認定書あるいは技術推薦書を作成し申込者に送付する。
3. 更新に要する経費は、評価認定は33万円（ただし、評価内容等に変更があり、評価認定委員会開催の必要がある場合は、この限りではない）、技術推薦は11万円とし、更新承認後10日以内に協会に納入するものとする。

(評価認定の変更及び取り消し)

第12条 協会若しくは、評価認定を受けた者は、その評価認定に係る技術の内容を変更しようとする場合においては、その変更については、第3条から前項までの規定を準用し、評価認定の全部又は一部を変更することができる。

1. 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、評価認定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 評価認定を受けた者が、偽りその他不正の手段により評価認定を受けたことが判明した場合
  - (2) 評価認定を受けた者が、評価認定の内容と異なる技術の評価認定を受けたものとして使用したことが判明した場合
  - (3) 評価認定を受けた者が、第10条第2項報告を行わなかった場合
  - (4) 評価認定を受けた者が、評価認定の取り消しを申し出た場合
  - (5) 評価認定を受けた者が、何らかの手段により他の申込者の評価認定への申込を妨害した場合
2. 前項の規定により評価認定の全部又は一部を変更及び取り消した場合においては、申込者に通知するものとする。

(評価認定に係る技術の普及)

第13条 協会は、雨水貯留浸透技術の水準の向上に資するため、評価認定を受けた技術の一般への普及に努めるものとし、協会が発行する刊行物に定期的に掲載するものとする。

(評価認定に係る技術であることの表示)

第14条 評価認定書あるいは技術推薦書の交付を受けた者は、評価認定に係る技術の実施に当たり評価認定された内容の表示を関係者に行うことができる。

(その他の評価認定)

第15条 この実施要領に基づき、既に評価認定を受けた対象技術をOEM供与品として認定を付与する場合（評価認定OEM版）、また、この実施要領の基準に満たない簡易な製品、部品、付属品等に認定を付与する場合（製品評価認定）の取扱いについては、別に定める。

附 則

この改正後の要領は、平成24年8月1日より施行する。

## 雨水貯留浸透技術評価認定OEM要項

### (総則)

第1条 この要領は、雨水貯留浸透技術評価認定実施要領第15条に基づき、対象技術をOEM供与された者が評価認定（以下評価認定OEM）を取得する際の実施要項である。

### (評価認定OEMの申込)

第2条 評価認定OEMを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書に既認定取得者からのOEM供与証明書（様式自由）を添えて申し込まなければならない。

### (評価認定書OEMの交付)

第3条 評価認定OEMの申込みのあった技術についての協会技術部での審査を終了したときは、遅滞なく別紙様式2に定める技術評価認定書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。

### (費用の納入)

第4条 費用については50万円（税抜）とし、認定承認後10日以内に協会に納入するものとする。

### (評価認定OEMの範囲と表示)

第5条 OEM供与先の既認定技術の認定内容の範囲内であること。但し、既認定技術と異なる内容については、カタログ・技術資料等でその相違内容を表示すること。

### (評価認定OEMの有効期間と管理)

第6条 評価認定OEMの有効期間と管理は下記とする。

1. 評価認定OEMの有効期間は最長5年間とするが、既認定技術の有効期限内とする。
1. 評価認定OEMを受けた者は、各事業年度の評価認定に係る技術の使用実績及び使用状況等を、各事業年度終了後3ヶ月以内に協会に報告しなければならない。

### (評価認定OEMの更新)

第7条 評価認定OEMの有効期間の終了に当たって、更新しようとする者は、下記を行うこととする。

1. 有効期間満了の1ヶ月前までに別紙様式3の評価認定更新申込書に必要事項を記入して協会と更新手続きを行うものとする。
2. 更新に要する経費は30万円（税抜）とし、更新承認後10日以内に協会に納入するものとする。

### 附 則

この要項は、平成17年10月1日より施行する。

## 雨水貯留浸透製品評価認定要項



### (総則)

第1条 この要項は、雨水貯留浸透技術評価認定実施要領第15条に基づき、雨水貯留浸透施設に係わる関連製品の評価認定（以下製品評価認定）を取得する際の実施要項を定めるものである。

### (製品評価認定の申込)

第2条 製品評価認定を受けようとする者（以下「申込者」という）は、下記を行うこととする。

1. 別紙様式1の製品評価認定申込書の作成と提出
2. 別紙様式2の製品概要説明書（開発経緯、開発内容、特徴、使用実績等）の作成と提出  
尚、同じ製品分類（例：蓋、フィルター）の製品は纏めて申請出来るものとする。
3. 申込時に、申請手数料として、3.3万円を協会に納めるものとする。

### (製品評価認定書の交付)

第3条 製品評価認定の申込みのあった製品について協会技術部での審査を終了した時は遅滞なく別紙様式3に定める製品評価認定書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。

### (費用の納入)

第4条 費用については、当該申請製品の内容により33万円～55万円とし、認定承認後10日以内に協会に納入するものとする。

### (製品評価認定の有効期間と管理)

第5条 製品評価認定の有効期間と管理は下記とする。

1. 製品評価認定の有効期間は最長5年間とする。
2. 製品評価認定を受けた者は、各事業年度の評価認定に係る製品の使用実績及び使用状況等を、各事業年度終了後3ヶ月以内に協会に報告しなければならない。

### (製品評価認定の更新)

第6条 製品評価認定の有効期間の終了に当たって、更新しようとする者は、下記を行うこととする。

1. 有効期間満了の1ヶ月前までに別紙様式4の評価認定更新申込書に必要事項を記入して協会と更新手続きを行うものとする。
2. 更新に要する経費は11万円とし、更新承認後10日以内に協会に納入するものとする。（金額は税抜価格）

### 附 則

この要領は、平成17年10月1日より施行する。

改訂：平成28年4月1日（第4条追記）

改訂：平成30年4月1日（第4条追記）

改定：令和2年4月1日（第2条、3条追記）

